

第 2 章

競 馬

第 1 節 世界の競馬とヨーロッパの競馬

(第 1 節及び第 2 節は、主に日本中央競馬会・国際室編「世界主要 8 カ国の競馬」1996 をもとに作成した。)

1. 近代競馬の歴史

人類が馬を家畜として飼うようになったのは紀元前にさかのぼる。そして、紀元前 800 年にはすでに競馬が楽しまれていたといわれる。当時の競馬は、現在の我が国で見られるようなスタイルではなく、二輪の戦車をひかせた「トロット＝繫駕（けいが）」と呼ばれるスタイルで行われていた。速歩競走とも呼ばれる。これがその後スポーツ化され、古代オリンピックの種目にもなり、16 世紀半ばのイギリス近代競馬に引き継がれていく。

今日では、競馬発祥の地・イギリスを含むヨーロッパはもちろん、北米、南米、アジア、オセアニア、アフリカなど、世界各地で競馬は開催されている。

ヨーロッパの近代競馬の歴史は、西暦 1540 年にさかのぼる。イギリスのチェスターに競馬としての最古の記録がある。ニューマーケット競馬場が完成したのが 1636 年。1701 年にはサラブレッドという語彙が使われている。

現在のような近代競馬はイギリスが発祥で、王侯貴族が自分の持つ馬の速さを競い合う事から始まり、そのことから、競馬は「スポーツ・オブ・キングス」といわれたのである。

有名なアスコット競馬場が完成したのが 1711 年。1750 年にはジョッキークラブが結成され、本格的な競馬運営が始まる。1779 年には第 1 回オークス、翌年にはダービーの記録がある。有名なブックメーカーがスタートしたのが 1795 年、オグデン社という会社である。

1808 年にはイタリアでイギリスからサラブレッドの輸入が始まる。同様に 1822 年には、ドイツがイギリスからサラブレッドを輸入している。フランスでフランス馬種改良奨励協会が設立されたのが 1833 年であり、1840 年にはフランスオークスが開催されている（フランスダービーは 1863 年）。ロンシャン競馬場が創設されたのが 1862 年である。1867 年にはドイツでユニオンクラブ

が設立されている。イタリアでロンバルディア協会が設立されたのが 1869 年である。以下、イタリアジョッキークラブ設立が 1880 年と続く。1920 年にはフランスで凱旋門賞が新設されている。

南半球でも、ヨーロッパの人々が移住した地域を中心に競馬が盛んである。中でも、JRA のジャパンカップへの出走を通じて日本でも良く知られているのがオーストラリア、ニュージーランドである。

オーストラリアでは、4 歳限定の A J C ダービーや A J C オークス、ビクトリア・ダービーなどのレースを見てもわかるように、やはりイギリスの競馬が手本となっている。同国では芝 3200m で行われるメルボルン・カップをはじめ、G I レースの多くは中・長距離のレースである。十分なレース間隔をあけてローテーションを組む日本とは違い、オーストラリアでは連闘も珍しいことではない。かなりタフな馬でなければ、頂点に立つことは難しい。オーストラリアの競馬は長距離型でかつ耐久型といえよう。

アジアの競馬といえば、日本とともに有名なのが香港と韓国。中近東まで含めれば、ドバイ・ワールドカップ（ダート 2000m）で知られるアラブ首長国連邦（U A E）も競馬が盛んな国である。また意外と知られていないが、マカオ、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドでも競馬は行われている。

近年、アジアの競馬のレベルはかなりの水準に達しており、日本から U A E や韓国の国際競走に出走する馬も年々増加傾向にある。

中国にも競馬はある。正確にはあった。日本における近代競馬は、居留外人により 1862 年から行われたが、中国では、既に 18 世紀末から 20 世紀半ばまで、25 ヲ所以上の競馬場で競馬が行われていた歴史がある。これが戦後も続き、1990 年以降、北京、広州等で年間 300 日程度の競馬が開催されていた。これが現在禁止され、再開のメドがたっていない。今後の見通しであるが、中国経済の発展と国民の所得の向上、2008 年の北京オリンピック大会の開催（競馬による資金の確保）などを考えると、ここ数年以内に再開の可能性はあろう。

2. 世界の競馬の二つの様式

世界の競馬のスタイルは、地域によって異なっているものの、大きくイギリス様式とアメリカ様式とに二分される。イギリス様式は芝コースが中心。スピードを競う競馬である。アメリカ様式はダートコースが中心。パワーを競う競馬である。

日本の競馬はイギリスを手本として発展したが、近年はアメリカ様式の影響を受けて、そのスタイルが微妙に変化してきている。

世界には、本家のイギリスダービーやオークス、フランスの凱旋門賞、アメリカのブリーダーズカップ、UAEのドバイ・ワールドカップなど、世界的に有名なレースが存在し、これらを目指して世界各地から強豪が集まる。

ヨーロッパの競馬は芝コースが中心である。イギリスの三冠レースは、5月の2000ギニー、6月のダービー、9月のセントレジャーである。

フランスにも、仏ダービーや仏オークスがある。ドイツ、イタリア、スウェーデンやノルウェーでも競馬は行われているが、ヨーロッパ競馬の最高峰は、欧州三冠レースと呼ばれるものである。6月にイギリスで行われるダービー、7月のキングジョージ VI&クイーンエリザベス・ダイヤモンドステークス、10月にフランスで行われる凱旋門賞がこれにあたる。

イギリス以外でも競馬のある国は多いが、特にヨーロッパは競馬の盛んな国々といえるだろう。人口や面積のわりに競馬場の数が多い。それだけ競馬という文化が社会に浸透している証なのである。

一方、アメリカ競馬はダートレースがメインである。アメリカといえばエンターテインメントの国。アメリカでは競馬もエンターテインメントの一つと考えられている。

従って、競馬場を作る際も観客がコースすべてを見渡せられるように、小回りコースを作り（1周が1マイル）、運営側も管理のしやすい砂、ダートレースをメインとしたわけである。三冠レースという大きなレースも全てダートコースである。

アメリカには三冠レース以上に関心の高いレースがある。ブリーダーズカップと呼ばれるもので、まさに年に一度のアメリカ競馬の祭典である。開催日は

ブリーダーズカップ・デイと呼ばれ、距離の異なる 8 つの G I レースが行われる。

外国で競馬を見るのは楽しい。もちろん馬券を買って的中させるというギャンブルもあるが、国によって競馬にもいろいろ違いがある。競馬場の構造、そこに来る人々、競馬を見る雰囲気など、少しずつ違いがあってお国柄、国民性の違いを見ることができる。特にヨーロッパでは競馬の持つステイタスは日本のそれよりも圧倒的に高い。ある意味でその国の文化に触れることのできる場所でもある。

第2節 法規制と管理・運営機関

1. 法規制

いづこの国でもおおよそギャンブルは禁止であり、それを規定する法律が存在する。これに対して、ギャンブル禁止に関する法律の適用を除外し、特定の団体に対して馬券発売を認めるための法律が存在するのも、おおよど各国共通である。

イギリスを除く大多数の国では、勝馬投票だけでなく、競馬施行に関する免許のほか、開催に係わる細部にいたるまで細かく規定している例が多い。連邦制を敷く国では、関係法律が全国共通のドイツ、州毎に異なるアメリカ、一つの規程の中に全国共通の部分と各州独自の細則を兼ね備えたオーストラリアなどとさまざまである。監督機関はだいたい政府の一部局に属している。

競馬施行に関する規程類の制定や改廃、馬主、馬、調教師、騎手等に関する登録や免許、及び関係法律や規程等に違反した被登録・免許者や馬に対する制裁とそれに係わる不服申立者への最終的裁定などを主任務とする、いわゆる統轄機関については国によっていろいろ違う。

アメリカの場合は、監督機関が統轄機関を兼ねる。イギリスの競馬委員会とジョッキークラブ、アイルランドのターフクラブ、フランスの平地障害競走協会の各団体の権限は、勅令や政令または法律等による裏付けを得て、一部制約を課せられているとはいえ、法律的には任意加入のメンバー制の団体に過ぎない。上記はいずれも競馬施行者ということになる。

なお、大多数の国においては、統轄権は競馬施行面のみに限定され、勝馬投票業務に対してはその権限が及ばず、別の団体（一般には政府）の手に委ねられている。

2. 競馬の施行、番組、馬券

(1) 施行

競馬の施行者は、イギリス、アイルランド、アメリカ等の一部の国を除き、大多数の国では非営利団体に限定されている。イギリスの場合、営利団体の施行者が過半数を占めるが、施行者が勝馬投票業務にまったく関与しないこともあって、実際に収益をあげないし、その収支状況は一般に公表されていない。競馬の開催によって収益をあげる非営利団体では、自己の所有する競馬場の施設改善のためにその財源を当てるほか、特にアメリカの場合は生産者団体や大学等研究機関への助成に積極的に貢献している。

競馬場の所有は各国とも多種多様であり、施行者自身が所有する場合と、施行者が他の所有者から借りて開催する場合がある。実際の所有者はさまざまである。イギリスのアスコット競馬場などは、国王の所有になる。我が国の中央競馬では、全競馬場が施行者である政府機関のJRAの所有管理下にある。こういう例は世界にはないようだ。

(2) 番組と賞金

番組と賞金に関しては、施行者等が負担する本賞金のみが入着馬の馬主に与えられる一般競走と、本賞金のほかに馬主が負担するステークスマネーを合算した付加金をも入着馬に交付する特別競走（ステークス競走）があるが、この両方を実施している国は日本ぐらいであろう。イギリスなどでは、全レースが特別競走になっている。オセアニアでは逆に、全レースが一般競走になっている。

勝馬投票業務に関しては、イギリスとアイルランドは施行者はそれにいっさい関与しない。それ以外の国では、施行者があたるのは場内発売業務だけで、場外発売業務については、施行者とは別の団体の手に委ねられている。我が国のように施行者自身が場内発売、電話投票、場外発売などいっさいの勝馬投票業務に独占的に係わっているという例は、香港、韓国等むしろ例外的といって

いいだろう。

有名なイギリスのブックメーカーであるが、アイルランド、イタリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、南アフリカ、オーストラリアなどにも存在する。いずれもパリミチュエル方式との共存である。このうち特に、イギリスとアイルランドの両国はブックメーカーによる発売金額の方が圧倒的な優位を占めている。ドイツではブックメーカーの影はうすい。場外発売の比率はどこの国も50%を超えている。アメリカは例外で、今でも場内発売額が半分以上を占めているようだ。

馬券の種類については、かつては単勝式と複勝式の2種類しかなかったが、昨今は多連勝式、多重勝式、さらに3連複や3連単などの中度を極端に低くして配当率を高くした馬券が多く導入されている。

内訳については、イギリス、アイルランド、オーストリア等の諸国では今も単勝式の発売比率が依然首位を占めているが、フランスやアメリカ、そして我が国では少数派である。

馬券の控除率は近年多くの国で徐々に増率傾向にあり、的中率の低い種類の馬券ほど控除率が高く設定されている。税金の用途については、かなりの部分が生産界を含む競馬産業に直接また間接的に還元される国が大多数を占めるが、比率は国によってかなり違う。